

# 福岡県エネルギー対策特別融資制度 よくあるお問合せ

## 1 融資対象者関係

No.	質問	回答
1	太陽光発電事業を始めるために新規に立ち上げる会社は、融資対象者か。	現に事業を営む中小企業者であれば、融資対象者となります。
2	太陽光発電事業等を行うサラリーマンは、融資対象者か。	現に事業を営んでいる中小企業者に該当すれば融資対象者となりますが、個人の投資目的の場合は融資対象者となりません。
3	NPO法人は融資対象者か。	常時使用する従業員の数が300人（小売業の場合は50人、卸売業又はサービス業の場合は100人）以下のNPO法人は、融資対象者となります。
4	合同会社（LLC）及び有限責任事業組合（LLP）は融資対象者か。	合同会社（LLC）は融資対象者となりますが、有限責任事業組合（LLP）は信用保証協会の保証対象となっていないため、融資対象者となりません。
5	社会福祉法人は融資対象者か。	社会福祉法人が「医業（病院、一般診療所、歯科診療所等）」を主たる事業としている場合にのみ融資対象者となります。主たる事業かどうかは売上高に占める割合等で判断されることとなります。
6	士業は、融資対象者か。	いわゆる士業及び士業法人も融資対象者となります。
7	LLP（有限責任事業組合）／学校法人／宗教法人は融資対象者か。	LLP、学校法人、宗教法人は、信用保証協会の保証対象ではないため、融資対象者となりません。
8	融資対象となる組合とは何か。	本融資制度でいう「組合」とは、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合のいずれかであって、事業（保証対象業種）を営むものをいいます。
9	県外に居住し、県内に事業所を持つ個人事業主は、融資対象者か。	融資対象者となります。本融資は、県内在住か否かは問いません。

## 2 融資対象事業関係

No.	質問	回答
1	どのような省エネ設備が融資対象設備となるのか。	融資対象設備となるのは、省エネ性能が認められる設備で、例えば次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型の照明設備（LED照明など）</li> <li>・省エネ型の空調設備</li> <li>・省エネ型の給湯設備</li> <li>・中小企業信用保険法施行規則別表第2の1の「エネルギーの使用の合理化に資する施設」として掲げられているもの</li> </ul>
2	中小企業信用保険法施行規則別表はどこで見ることができるのか。	県ホームページにおいて、中小企業信用保険法施行規則別表第2に掲げられている施設の概要を掲載しております。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/17637.pdf">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/17637.pdf</a> なお、規則全文は「法令データ提供システム」で閲覧することができます。 ◎法令データ提供システム <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/">https://elaws.e-gov.go.jp/</a>
3	再エネ設備と省エネ設備を併せて導入したいが、融資上限額はいくらになるか。	その場合、融資上限額は2億円となりますが、省エネ設備部分が1億円を超えることはできません。
4	系統連系の設備は融資対象設備に含まれるのか。	再エネの発電設備の導入に必要な設備であることから、再エネ設備の付帯設備として融資対象設備に含まれます。
5	県外に設備を設置したいが、融資を受けることはできるか。	県外に設置する場合は、融資対象となりません。
6	太陽光パネルを設置するのは、他人の土地でもいいのか。	自己の事業のために設備を導入するのであれば、設備の設置場所が借地でも構いません。

7	「建築物の省エネ改修」では、どのような建築物が融資対象となるのか。	次の要件をすべて満たす建築物となります。 ① 中小企業者が所有又は賃借し、自らの事業の用に供する建築物であること ② 県内に所在する建築物であること ③ 既存の建築物であること ④ 非住宅の建築物であること
8	建築物の省エネ改修の要件である「概ね10%以上の省エネ効果」とはどういう意味か。	「省エネ率計算シート」を用いた簡易計算により、省エネ率が10%以上となることを意味します。

### 3 資金使途関係

No.	質問	回答
1	資金の借換えのために融資を受けることはできるか。	本融資は、資金の借換えは対象としていません。
2	既存設備の補修、修理、部品交換の費用は融資対象経費として認められるのか。	既存設備の補修、修理、部品交換等の費用は、融資対象経費となりません。
3	融資が実行される前に設備費用を支払ったが、その分の融資は受けることはできるか。	融資の実行時点ですでに導入（代金支払い等）を終えている設備の費用等は、融資対象となりません。
4	設備の設置工事費用は融資対象経費として認められるか。	融資対象設備の設置工事費用は融資対象経費に含めることができます。
5	設備の更新を考えているが、旧設備の撤去費用は融資対象経費として認められるのか。	新たな設備の導入に必要な工事費用の範囲であれば、融資対象経費に含めることができます。
6	設備を設置するための土地の造成費は融資対象経費として認められるか。	造成費に関しては、融資対象設備の設置工事に必要な範囲で対象となります。どの程度まで認められるかは個別判断となります。
7	土地の購入費や賃借料は融資対象として認められるか。	土地の購入費や賃借料は、融資対象経費となりません。
8	信用保証料や設備の保険代は融資対象として認められるか。	信用保証料や設備の保険代は、融資対象経費となりません。
9	建売住宅に太陽光発電設備を載せて分譲したい。この場合、太陽光発電設備の導入費用は融資対象経費として認められるか。	その場合、中小企業者が自己の事業のために設置・使用する設備ではないため、設備の導入費用は融資対象経費となりません。
10	建築物の省エネ改修に併せてバリアフリー改修を行う場合、バリアフリー改修費用も融資対象経費に含まれるか。	融資対象となる経費は、「躯体の省エネ改修」及びそれに併せて行う「設備の省エネ改修」の工事費用・設備費用・工事負担金のみです。バリアフリー改修費用は融資対象経費となりません。

### 4 保証制度、担保、保証人関係

No.	質問	回答
1	別事業で信用保証制度をすでに利用している場合でも、別途保証を付けてもらえるのか。	保証限度額は事業者単位で判断されます。したがって、他の借入で保証制度を利用している場合は、本融資の限度額に影響することがあります。
2	連帯保証人は必要か。	原則として、個人事業者の場合は不要であり、法人の場合は代表者が、組合の場合は代表者理事が連帯保証人となります。

## 5 取扱金融機関関係

No.	質問	回答
1	どこの金融機関が融資を取り扱っているのか。	次の24の取扱金融機関です。 福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、北九州銀行、十八親和銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、西京銀行、豊和銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、商工組合中央金庫
2	取扱金融機関であれば、県外の本店・支店でも申込みができるのか。	県外支店では本融資を取り扱っていない場合もありますので、取扱金融機関にお尋ねください。

## 6 必要書類関係

No.	質問	回答
1	申込書類はどこで入手できるのか。	信用保証委託申込書（個人情報取り扱い（提供）に関する同意書）は、取扱金融機関の窓口にあります。 「エネルギー対策事業計画書」・「省エネ率計算シート」・「チェックリスト」は、県ホームページからダウンロードすることができます。 なお、県ホームページでは、融資のお申込みに必要な書類の一覧表を掲載しておりますので、御覧ください。 ◎県ホームページ（本融資のページ） <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.htm">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.htm</a>
2	NPO法人の場合と他の事業者との場合で、必要書類に違いはあるか。	NPO法人の場合も、他の事業者の場合と同様に、各必要書類を提出していただく必要があります。 ただし、必要書類⑧「決算書、納税申告書等の写し」については、これに代えて、次の4つの書類を提出していただく必要があります。 ① 事業報告書 ② 計算書類及び財産目録 ③ 年間役員名簿 ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し
3	「その他必要と認める書類」とは何か。	案件によって異なりますが、県・取扱金融機関・信用保証協会から、別途書類の追加提出をお願いすることがあります。 なお、再生可能エネルギー発電設備の導入で融資申込みを行う場合、次の書類を提出していただく必要があります。 ＜低圧連系（50kW未満）の場合＞ 「系統連系に係る契約のご案内」の写し ＜高圧連系・特別高圧連系（50kW以上）の場合＞ 「接続検討結果」の写し
4	必要書類⑫「省エネ率計算シート」では建築物の用途を選択する必要があるが、「集客施設」とはどのような建築物をいうのか。	物販店（百貨店、マーケット等）や飲食店（レストラン、喫茶店等）以外の商業施設・店舗は、広く「集客施設」に含めます。
5	必要書類⑫「省エネ率計算シート」で建築物の用途を「その他」とした場合、設備改修の省エネ効果は「建築用途別のエネルギー消費割合」のどの分類で計算すればよいのか。	建築物の用途が「その他」の場合は、「事務所」・「学校」・「物販店・飲食店・集客施設」・「病院」・「ホテル」のうち最も近いと言える分類で、設備改修の省エネ効果を計算して構いません。